

○南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例

平成17年12月20日

条例第43号

南箕輪村信州大芝高原みんなの森設置条例（平成16年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、南箕輪村信州大芝高原みんなの森（以下「みんなの森」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 大芝公園周辺の自然を活用し、もって住民の保健保養に資するため、みんなの森を設置する。

（名称及び位置）

第3条 みんなの森の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
南箕輪村信州大芝高原みんなの森	南箕輪村2358番地46

（みんなの森の付属施設）

第4条 みんなの森の付属施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 赤松の小屋
- (2) 林望台
- (3) かたらい亭

（利用時間及び休日）

第5条 みんなの森の利用時間は、日の出から日没までとする。ただし、村長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、赤松の小屋の利用時間及び休日は、次の表のとおりとする。ただし、村長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

施設	利用時間	休日
赤松の小屋	午前9時から午後5時まで	12月29日から翌年の1月3日まで

（行為の禁止）

第6条 みんなの森を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第10号の行為であって村長が認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項及び第2項の規定により制限されている行為であって同各項の規定による長野県知事の許可を受けていない行為
- (2) 公の秩序又は風俗を乱す行為
- (3) 他の利用者等の妨害又は迷惑となる行為
- (4) みんなの森の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (5) 鳥獣を捕獲すること。
- (6) 動植物（鳥獣を除く。）を採捕し、又は殺傷すること（樹木の生育及び森林の生態系に影響を与えない範囲で行う規則で定める採捕を除く。）。

- (7) はり紙若しくははり札をし、又は広告物を表示すること。
- (8) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (9) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は止めておくこと。
- (10) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、みんなの森の管理に支障のある行為をすること。

2 村長は、みんなの森の利用者が前項に違反したとき又はみんなの森の管理上指示に従わないときは、その者に対し退去を命ずることができる。

(行為の制限)

第7条 みんなの森において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は付属施設、行為の内容その他村長の指示する事項を記載した申請書を村長に提出して村長の許可を受けなければならない。ただし、第8条第2項又は同条第3項の占用の許可を受けたものについてはこの限りでない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、集会その他これらに類する催しのためにみんなの森の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を村長に提出してその許可を受けなければならない。

3 村長は、前2項により申請があった第1項の行為が公衆のみんなの森の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可をすることができる。

4 村長は、第1項又は第2項の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用の禁止又は制限)

第8条 村長は、森林整備その他の理由により必要と認める場合は、区域を定めてみんなの森の利用を禁止し、又は制限することができる。

(占有)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、みんなの森の一部又は全部を占有させることができる。

- (1) 公用、公共用又は公益事業の用に供する目的のため必要があると認めるとき。
- (2) 災害防除のため必要があると認めるとき。
- (3) 学術研究及び人材育成のため必要があると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要があると認めるとき。

2 みんなの森を占有しようとする者（以下「占有者」という。）は、あらかじめ村長に申請し、許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を村長に提出してその許可を受けなければならない。

4 村長は、前2項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。
(占用料)

第10条 占用者は、第9条第2項又は同条第3項の許可を受けると同時にみんなの森の占用料(以下「占用料」という。)を納付しなければならない。

2 前項に規定する占用料の額は、別表のとおりとする。
(使用料の減免)

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは使用料を減額又は免除することができる。

(1) 第9条第1項第1号から第3号に該当するとき。

(2) その他村長が必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(占用許可の取消し等)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又は占用の停止を命ずることができる。

(1) 占用の目的又は条件に違反する行為があると認められるとき。

(2) この条例及びこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 占用又は占用する権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。

(4) その他占用につき村長が適当でないとしたとき。

(原状回復の義務)

第14条 占用者は、占用を終了したとき又は占用の許可を取り消されたとき若しくは占用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 占用者が前項の義務を履行しないときは、村長がこれを執行し、その費用を占用者から徴収する。

(賠償等の義務)

第15条 利用者は、山林及び施設等を破損し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 みんなの森の管理は、法第244条の2第3項の規定により、村長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) みんなの森での行為の許可に関する業務

(2) 赤松の小屋の占用の許可に関する業務

(3) みんなの森の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、みんなの森の運営に関する業務のうち、村長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にみんなの森の管理を行わなければならない。

2 第5条第1項ただし書の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て、赤松の小屋の休日及び利用時間を変更することができる。

3 第5条第1項ただし書の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ村長の承認を得て、赤松の小屋の休日及び利用時間を変更することができる。

(利用料金)

第19条 指定管理者がみんなの森の管理を行う場合にあつては、利用者は、赤松の小屋の占用に係る料金（以下「利用料金」という。）を占用の許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 村長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。（指定管理者による管理を行う場合の本条例の読替え）

第20条 第16条の規定により指定管理者にみんなの森の管理業務を行わせる場合にあつては、第7条及び第8条並びに第9条、第11条、第12条、第13条及び第14条（赤松の小屋の占用に限る。）中「村長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第11条及び第12条中「占用料」とあるのは「利用料金」と読替えて、これらの規定を適用する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

南箕輪村信州大芝高原みんなの森占用料

施設等の名称	占用料
赤松の小屋	4時間ごと 2,000円
上記以外	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）又は南箕輪村道路占用条例（昭和45年条例第17号）の規定を準用する。